

令和8年度経営者等の意識醸成推進事業「エリアセミナー」  
業務委託に関する参加表明及び企画提案を求める公告

令和8年度経営者等の意識醸成推進事業「エリアセミナー」の実施にあたっては、岡山県中小企業団体中央会を相手方とする随意契約手続きを行う予定であるが、他の者で下記2の資格を有し、本業務を希望する有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの企画提案を募集する。

令和8年4月10日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度経営者等の意識醸成推進事業「エリアセミナー」

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- ③ 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類9その他（情報・通信サービスを除く）、小分類10その他」に登録され、格付区分がA又はBであること。
- ④ 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内にあること。
- ⑤ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑦ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）で

はないこと。

⑨ 県税を完納していること。

(2) 専門的知識に関する要件

県内の中小企業の状況を把握しており、県下全域を網羅した中小企業への経営支援や専門家派遣等の機能を有するとともに、これまでの営業実績で中小企業を対象とした相談業務又は講演会、研修会等の実績があること。

(3) 守秘性に関する要件

事業者の服務規程として、次の条件を満たしていること。

・業務上知り得た情報を漏らさないこと。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務を通じて得た情報により、事業者として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

岡山県内に事業拠点（本社や支社、支店、営業所等の事業所）があり、かつ県内広く業務エリアとしていること。また、本事業を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、人員、設備等について十分な管理能力を有していること。

(6) 業務実績に関する要件

過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、類似業務の契約実績を1件以上有すること。

### 3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部労働雇用政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7386 E-mail：tatsuya\_oosumi@pref.okayama.lg.jp

### 4 契約条項を示す場所

上記3に同じ。

### 5 企画提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和8年5月1日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

からダウンロードすることもできる。

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時 必着

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

参加表明書（様式1）

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。）

(3) 企画提案参加資格要件の審査

参加表明書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 企画提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和8年5月1日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法

「仕様等に対する質問・回答書」（様式2）を電子メールで上記3に送信すること。  
送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

電子メールにより回答する。

## 6 企画提案

(1) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和8年5月14日（木）正午

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

a 企画提案書の提出について（様式3）

b 法人概要書（様式4）

c 企画提案書、その他企画提案内容を説明するために必要な書類

（様式は任意とし、A4版片面使用とする。縦横自由。枚数制限なし。ページ番号を打つこと。）

d 経費見積書

見積書の内訳は、項目ごとにできる限り詳細に記載すること。

e 宣誓書（様式5）

f 参考資料

その他、企画提案に関する有効な資料や団体概要及びパンフレット等、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、資料を添付すること。

エ 提出部数

上記ウに掲げる提出書類のうち a～d：正本1部、副本3部

上記ウに掲げる提出書類のうち e、f：正本1部

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）とする。

(2) 企画提案書の説明

ア 説明日時（予定）

令和8年5月18日（月）

イ 説明会場

上記3の場所と同一の建物内又は近隣の場所。

ウ 説明時間

15分以内（時間の超過は認めない）。このほか、質疑応答の時間を設ける。

エ 説明者

2名以内とする。

※ 説明日時・会場等の詳細は、おって企画提案参加者に連絡する。

## 7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記6による書類等の内容を審査し、契約の相手方を一つ選定する。

(2) 審査結果

審査後、速やかに書面により通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(5) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

## 8 その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。

(2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。

(3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとする。

(4) 提案書の作成及び提案に関する説明に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。

(6) 提出書類は返却しない。

(7) 審査経過については公表しない。

(8) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (9) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (11) この事業の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額は、税率10%で算出するものとする。なお、消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。